

# ロータリーメモ



1984年9月

豊岡ロータリークラブ  
ロータリー情報委員会

ロータリーを身につけよう

勘に頼るとあぶない

麻生泰成会員

ロータリー名言カレンダー採用

## 親愛なるロータリアン各位へ

ポールP・ハリス

ロータリーが生まれてから、ここに36年がたちましたが、私はそのような実感を持つことが容易に湧きません。ところで、私は、ロータリー創立36周年記念日に当るこのよき日に、65カ国にいる21万のロータリアンの皆さん一人一人に、また、それらの国々にある5,000のロータリー・クラブ全部に、バースデー・ケーキを贈りたいと思うのですが、それは無論不可能でありますので、代りに、ミューチュアル放送会社のラジオ放送網と遠くまで届く短波無線放送網とを通じて、私の記念の挨拶を、世界の多くの国々にいるロータリアンの皆さんに、親しく贈ることに致します。

嘗て、アメリカのある名門大学の総長は、ロータリーがわれわれのために、かくも多くの、広く散在しているロータリー・クラブを団結した一つの団体に完全に結合させているので、ロータリーは世界の驚嘆すべき偉大なものの一つであると、表現されたことがあります。

ロータリーが信条としていることは簡単なことであります。即ち我々は、この世界を一層住みよい場所にしようとする目的、唯それだけを共通の目的として、互いに結ばれて一体となっているものであります。その他の問題に関心を有しているものではありません。ロータリーの会員の考え方を共通の一の型にはめこもうと意図しているものではありません。こういうことは不可能で又望ましいことではないと思います。我々は一つの目的に忠実に従って活動しているものであります。

す。その活動におきましては、我々は友好と寛容を根本精神としております。

ロータリークラブはその会員構成が、人種的にも宗教的にも信条を異にしている雑多の人達の混合から成りたっているものであるという点におきまして特異なものであります。ロータリーにおきましてはカトリック教徒もイスラム教徒もユダヤ教徒も又仏教徒も、皆宗教の如何を問わず、食事を共にしようとするものであります。

ロータリーは住んでいる地域社会において又国において、指導力を発揮し、影響力を及ぼす地位にある実業人と専門職業人の世界的な団体であります。これ等の力を結集させた力は、この世界を一層住みよい場所にしようという巨大な事業においても計り知れない程の影響力を与えています。ロータリーは各国が研究したら大変参考になるような世界、模範となる平和のミニ模型であります。

ロータリアンは全ての人が寛容と友好の精神をもって接し合えば、万人がひたすら願望している国際平和がもたらされるであろうと信じております。

ロータリーは過去十二分に自負して記録にのこる業績を上げて来ましたが、来たるべき将来においてもいずこにいるロータリアンも、いずこのロータリークラブも更に一層奉仕を行おうとここに固く誓うものであります。

## ロータリーの味

ロータリーの奉仕は春雨の如く、静かに明るく、人知れず大地を潤おし、この世を美しく、そして住みよくしてゆきます。奉仕というのは意識してやっているようでは本物ではない。自分のした無意識の行動が、そのまま奉仕につながるようになった時はじめてその人は、本当のロータリアンになったのです。

ロータリーは一見際立ってよいというような点はありませんが、何となく良いものだとの感じがするものであります。この何となくというところに真の味があるのではないのでしょうか。ここに永続性があり発展性があるような気がします。米の飯は取り立てて甘いものだとはいえませんが、何となく甘いのであります。このお米も炊きようで、まずくもなるものであります。ロータリーのお米を炊き損わないように努力するのがガバナーだと思います。和を以って貴しとなす。これは仲良くということではなく、銘々の個性を出し合っているながら大きく調和していくことであります。

1984～1985年度 第268地区

辻 忠夫ガバナーの就任あいさつ

—ガバナー月信No.1—

## 目 次

1. ロータリー小史.....	1	5. パスト・サービス.....	17
2. 豊岡ロータリークラブの沿革と現況.....	4	6. 二重会員.....	18
3. 国際ロータリー (RI) .....	6	7. 名誉会員.....	18
目 的.....	6	8. 宗教、報道機関および外交官.....	18
定 義.....	6	9. 公 職.....	18
綱 領.....	6	7. クラブの運営.....	19
国際ロータリーの基本方針.....	7	クラブ定款、細則.....	19
ロータリーの基本的特色.....	7	理事及び役員.....	20
ロータリーの標語.....	8	理 事 会.....	20
四つのテスト.....	8	クラブ協議会.....	21
大連クラブのロータリー宣言.....	9	委 員 会.....	21
4. ロータリアンの特典と義務.....	11	8. 4大奉仕部門.....	22
特 典.....	11	ク ラ ブ 奉 仕.....	22
義 務.....	12	出席及び出席補填.....	22
5. ロータリーの組織と機構.....	13	その他、出席に関する注意.....	23
クラブ及び国際ロータリー.....	13	親 睦 活 動.....	24
地域、ゾーン、地区、分区、区域限界.....	13	職 業 分 類.....	24
地区ガバナー.....	14	ロータリー情報.....	25
6. クラブの会員身分.....	15	プログラム.....	25
1. 種 類.....	15	雑誌、会報.....	25
2. 正 会 員.....	15	S A A.....	26
3. アデイショナル正会員.....	15	ニコニコ箱.....	26
4. シニア・アクティブ会員.....	16	職 業 奉 仕.....	27
		社 会 奉 仕.....	30
		社会奉仕活動に対する方針.....	30

決議23～34の本文	30
決議23～34解説	35
青少年奉仕	36
国際奉仕	37
1. 青少年交換	37
2. 世界社会奉仕	38
3. ロータリー財団	39
4. 米山記念奨学会	40
5. 組み合わせ地区及びクラブ	40
6. PHD財団設立について	40
9. ロータリーの主な会合と行事	43
クラブ例会	43
クラブ理事会	43
クラブ委員会	43
クラブ協議会	43
クラブ年次総会	43
クラブ・フォーラム	43
炉辺会合	43
インターシティ・ゼネラル・フォーラム	44
チャーター・ナイト	44
地区協議会	44
地区大会	44
10. 参考文献	45
11. 知っておきたいこと	46
12. あとがき	48

## ロータリー小史

1905年には、ロータリーがこのような世界的運動になろうとは予想していなかった。早春の頃、あまり大きくない苗木をうえる時、人はいつの日かそれが亭々たる大木に育つであろうと確信できるであろうか。それは雨と太陽と神の摂理の微笑にまたなければならぬのではないか。

若葉がはじめてもえでるのを見る時、その時こそ人は大いなる木蔭を夢みることが出来るのである。

これは1947年1月27日ポールP. ハリスが亡くなる前にかき上げた、ロータリー創立記念メッセージの中に見られることばである。

ロータリー運動は、1905年2月23日の晩、経済恐慌で人心が荒れずさんでいたシカゴの街で、孤独と疎外感に悩む青年弁護士ポールP. ハリスが、かねてあたためていたアイデアについて話し合うため3人の友人と会合した時生まれた。最初のうちは会員の事務所を輪番に会合の場所としたことからロータリーと名称づけられた。初代会長はシルベスター・シールである。

1910年、全米ロータリークラブ連合会結成第1回大会を開き、この時加盟クラブは16であった。この大会で商社の書籍販売予約セールスマンの指導にあたっていたアーサー・フレデリック・シェルドンは、ビジネスは全て社会につくす手段でなければならぬと信じ、He Profits Most Who Serves His Fellow Best (最も仲間に奉仕するものは、もっとも多く報いられる)と主張、翌年第2回大会でベンジャミン・フランクル・コリンズも、他人のためにつくす意義と

重要性を説き Service Not Self (無心の奉仕) を根本精神として結成されねばならないと強調、この二つのことばは、後年、He Profits Most Serves Best (最もよく奉仕するもの、最も多く報われる) 及び Service Above Self (超我の奉仕) とそれぞれ修正されて全てのロータリアンの座右銘となり、ロータリーの誇るスローガンとなった。

この二つが正式にロータリーのモットーとして公式に採用されたのは1950年デトロイト大会である。このモットーの採用には40年の歳月を要したのである。(1954年ハーバート・テイラーが破産寸前の会社を建て直した時の経営指針4つのテストの版權を国際ロータリーにゆずり受け、これを日常の言行の指針とするようになった。)

1911年に現在のロータリアン誌の前身であるザ・ナショナルロータリアンが創刊されている。

1912年米国ミネソタ州ドマルースで開かれたロータリー大会でロータリーの正式の名称がロータリークラブ国際連合会と変更され、さらに1922年に国際ロータリーとよばれることになった。

イギリスのロンドンクラブのシドニー・パスカルとビビアン・カーターのアイデアによる4大奉仕部門は、1927年ベルギーのオスランドで開かれた国際大会で採用された。創始者ポールP・ハリスの懸案であった、全世界からの寄附をつのつての一大教育基金構想は、1928年のミネアポリスの国際大会で採択され、それ以来この財団はロータリー財団として発展をつづけている。

1963年国際ロータリーは「ロータリーの基本的特色」と「国際ロータリーの基本方針」を発表した。

かくしてロータリーは1983年現在、157の国家及び地域にひろめら

れ、クラブ数19,715、会員数 906,250に達し、さらに大きな発展が期待されている。

—ロータリアン必携より—

日本のロータリーは1920年10月20日、当時三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京に創立し1921年4月1日世界で855番目のクラブとして加盟承認された。その後太平洋戦争の結果一時国際ロータリーから脱退せざるを得なかったが、1949年3月東京ロータリークラブが再発復帰するや民主主義の波にのって大発展をとげ、1984年4月現在にはクラブ総数1,617、ロータリアン数92,642人に達し、なおすべての都市、すべての町にその理想を広げる努力がつづけられている。

長老と若者、先輩、後輩、雇主と雇人はタテ系で生活の絆であり、利害関係である。

友人、同僚、仲間はヨコ系で、友情、愛情、人間愛で利害を無視した間柄である。

タテ系にヨコ系を織込んで美しく温かい風合を出すのがロータリーである。

—前原 晴樹—

## 豊岡ロータリークラブの沿革と現況

豊岡ロータリークラブは1952年（昭和27年）9月6日豊岡労働会館で仮発会式を挙行し、第1回例会を9月19日（金）に宵田の松和亭で開き、10月27日に国際ロータリーの認承を受け、第61区所属クラブとして発足した。認承伝達式は翌年1953年6月6日に豊岡労働会館で挙行され、祝宴は城崎中学で開催された。創立にあたっては神戸、姫路両ロータリークラブがスポンサークラブとなり、国際ロータリー会長はプルニエ（アメリカ）第61区ガバナー島養利三郎氏（京都RC）で豊岡ロータリークラブの創立会員（チャーターメンバー）は25名、初代会長・遠藤嘉吉郎君、副会長・森 弘義君、幹事・由利三左エ門君で、クラブのバナーは玄武洞を図案化した意匠を採用し、例会時間は毎週金曜日午後0時30分より1時30分迄、例会場は松和亭（現在のとど兵）事務所は作花慶一経理事務所におくことにした。

当時日本のロータリーは第60区（東日本）と第61区（西日本）に分けられており1952年11月1日現在の日本ロータリーの会員数は3,200名。豊岡ロータリークラブの国際ロータリー承認順番は日本で85番目兵庫県下では神戸、西宮、姫路、明石、尼崎の各クラブについて6番目、山陰地方では鳥取、米子、松江について4番目であった。1972年には268地区年次大会をホストし、1984年、創立32年目にして我がクラブより始めて辻 忠夫ガバナーの誕生を見た。

この間我がクラブがスポンサーとなったクラブは、生野RC、香住RC、浜坂RC、豊岡円山川RC、和田山RCの5クラブで、分区代理を6名が勤めた。1968年（昭和43年）に豊岡高等学校にインターアクトクラブ設立のスポンサーとなった。

また、1959年（昭和34年）4月、日本ボーイスカウト兵庫連盟・但馬地区豊岡第1団が日本連盟に正式加盟登録されて発足したが、この発団に要した費用、並びに備品購入に対する援助は我がクラブが全面的に担当し、以後数年に亘りクラブ全会員が賛助会員となりボーイスカウトに対する経済的援助を続け現在もその推興発展を見守っている。

—豊岡ロータリー30周年記念誌より—

振舞に紅バラの如き理想あり、心は奉仕に炎え、又力は行動に満つ、後に來たる者に豊かな大地を残す、これぞすべてロータリーの望むところ

—エドガーA・ゲスト—

## 国際ロータリー (R I)

国際ロータリーは世界中のロータリークラブの連合体である。R Iは組織規定によって課された義務をたゆまず遂行する加盟R Cによって構成される。ロータリアンはそれぞれのクラブの会員であり、ロータリークラブが国際ロータリーの会員である。

### 目的

1. 全世界にわたってロータリーを奨励し、助長し、拡大し、それを管理すること。
2. 国際ロータリーの活動を調整し全般的にこれを指導すること。

### 定義

ロータリーは人道的な奉仕を行ない、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを旨とした、実行人および専門職業人が、世界的に結びあった団体である。

### 綱領

有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

1. 奉仕の機会として知合いを広めること。
2. 実業および専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること。
3. ロータリアンすべてが個人生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

4. 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 国際ロータリーの基本方針 (Basic Policy of Rotary International)

国際ロータリー理事会 (1962—63年) は国際ロータリーの基本方針に関する次のような声明を採択した。

1. 第一に重要なことは、個人ロータリアンによるロータリーの綱領の推進である。
2. 国際ロータリーの管理は、加盟クラブ及び個人ロータリアンによる奉仕の理想の適用によってロータリーの綱領を推進することが重要なものとなる。
3. 国際ロータリーの管理を基礎づける根本原則は、加盟ロータリー・クラブの実質的な自治にある。
4. 管理に関する定款及び手続上の制限は、ロータリーの根本的かつ類のない特徴を保持するために必要な最少限度にとどめられている。このような規定内にあつては、特に地方的実状において、国際ロータリーの方針を解釈し実行するにあたり、最大の融通性を認めるものである。
5. ロータリーを通じて、国際理解、親善及び平和の理想の進展には、国家や地域的なクラブの集団に基づくことなく、国際ロータリーに対する加盟クラブの直接関係と共同責任感に基づいて、全世界の加盟クラブの国際的友好を保持しかつ促進することが極めて重要であることを、一般が認識することを要する。

### ロータリーの基本的特色

ロータリーは奉仕の理想を個人としてまた団体として現実に適用することを奨励するために、実業人、専門職業人がロータリークラ



ブにおいて世界的親交を結ぶ場である。

ロータリーは奉仕の理想に基づき、世界中の人々の間に理解、親善、平和な関係を推進、奨励、助長することに関心を持つ。

ロータリーは地域社会の生活面を広範に代表しロータリーの綱領を推進するために職業分類によりその会員を選考する。会員身分の継続には少なくとも所定数は例会に出席しなければならない。知り合うことと親睦を永続的友情への第一歩とし、育むことが出来るようにするためである。ロータリークラブは会員に個人活動および職業活動において高度の道徳的水準を実証する機会を提供する。

#### ロータリーの標語

1. Service Above Self (超我の奉仕)
2. He Profits Most Who Serves Best (最も多く奉仕するものは最も多く報われる)

この2つは1911年のポートランド大会で、前者はミネアポリス・クラブのコリンズ、後者はシカゴ・クラブのシェルドンによって発表されたが、後1950年のデトロイト大会で、ロータリーの正式モットーとして採択された。

#### 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

この四つのテストは、ロータリアンの日常の言行即ち奉仕の実践に当って(特に職業奉仕において)自己反省方式の一つとして

高く評価されている。これはハーバート・テイラー(1954~55年度RI会長)が1932年、破産寸前のアルミニウム会社の建直しを引き受けた時、この方式を考えて経営指針とし、見事に会社を復興させたといわれている。1954年テイラーはその版權を国際ロータリーへ譲った。

#### 〈大連クラブのロータリー宣言〉

1933年頃から日本的に消化されたロータリー思想の普及が大いに行われ、ロータリーソングなども日本人が作詩し作曲したものが歌われたり、東洋思想たとえば儒教倫理や二宮尊徳の思想と「奉仕の理想」との相関関係が討論され、またロータリーの綱領も日本風な表現をとるべきだとの主張がなされ、1936年に神戸で行われた第70区地区大会で神戸クラブの直木太郎氏が大会宣言として大連クラブのロータリー宣言を採択せよとの動議を提出した。大連クラブの宣言はロータリー綱領を翻訳という方法によらないで日本風に表現したものである。すなわち、

第一、須らく事業の人たるに先立ちて道義の人たるべし。蓋し事業の経営に全力を傾倒するは因って世を益せんがためなり。故に吾人は道義を無視して所謂事業の成功を獲んとする者に与せず。

第二、成否を日々に先立ち退いて義務を尽さんことを思い進んで奉仕を完うせんことを念う。自らを利するに先立ちて他を益せんことを願う。最も能く奉仕する者、最も多く満たさるべきことを吾人は疑わず、

第三、或は特殊の関係を以て機会を壟断し、或は世人の潔しとせざるに乗じて巨利を博す。これ吾人の最も忌む所なり。吾人の精神

に反してその信条を紊るは利のために義を失うより甚だしきは無し。

第四、義を以て集り、信を以て結び、切磋し、琢磨し、相扶け相益す。これ吾人団結の本旨なり。然れどももを以て厚くすることなく、他を以て拒むことなく、私を以て党する者にあらざるなり。

第五、従爾なる角逐と闘争とは世に行わるべからず、協力以て博愛平等の理想を実現せざるべからず、然り吾が同志はこの大義を世界に敷かむがために活躍す、吾がロータリーの崇高なる使命茲に在り。その存在の意義亦茲に存す。

これに対して議論は沸騰し、反対論に立つ者は、ロータリーの綱領は正式の国際ロータリー大会の議決なのであるから、このような日本文によって修正することができないとし、また賛成派はこの宣言を逆に英訳してこれをもって国際ロータリーの綱領とするよう正式に提案すべしと主張したが中間派がこれは正式のロータリー綱領を修正するものでなく、むしろその意味内容を補充説明するものであるからこのまま地区大会の宣言として採用してさしつかえないと主張して結論とした。この宣言文はこの時代のロータリアンの思想の深さと日本的咀嚼の良い実例と見ることができる。

—小堀憲助ロータリークラブより—

すべてうまくいっていると思うなら、ロータリーの終焉は近づいている。有難いことにロータリーはどの部分も改善せずによいという個所はない。

—ポールP・ハリス—

## ロータリアンの特典と義務

### 特典

1. ロータリークラブの会員には、たとえ本人が希望してもなれない。ロータリークラブの所定の手続によって選ばれて初めて会員となれる。  
(クラブ細則の会員選考の方法で6段階ある)
2. ロータリークラブの会員（ロータリアンと呼ぶ）になると入会と同時に世界の仲間（ロータリーでは通常、これをフェローと呼ぶ）と友達になれる。
3. ロータリークラブの会員は、日本は勿論、世界中のどこのクラブの例会や会合にも出席して、知り合いを拡めながら好意と友情を深め奉仕の機会が作られる。
4. ロータリークラブの会員は、ロータリアンとして個人としては考えられない奉仕に参加することができる。
5. ロータリークラブの会員はロータリアンとして世間の尊敬を受け、且つ国際ロータリーの徽章、襟章等を佩用することが出来る
6. ロータリークラブの会員は、通常その地域社会の職域の代表者として認められる。
7. ロータリークラブの会員は、ロータリアンとして立派な人を推薦できる。
8. ロータリークラブの会員は、正会員なら誰でもアジショナル正会員を推薦することができる。

## 義務

1. ロータリークラブの会員は綱領に示されたロータリーの原則に従って行動しなければならない。
2. ロータリークラブの会員はクラブの定款、細則に従い、その規定を守る責任がある。
3. ロータリークラブの会員は入会金、及び会費納入の責任がある。
4. ロータリークラブの会員は、クラブから何事が依頼された場合には、慣例として健康上の理由を除いて否としないことになっている。
5. ロータリークラブの会員は、各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30%に出席することが要請される。
6. クラブから出欠の返事その他回答を要する書類はできるだけ早急に処理し、握りつぶさないこと。
7. 新入会員の推薦者は原則として1年位はその人に責任を持ち、よきロータリアンになるよう指導育成すること。
8. ロータリーの徽章は個人ロータリアンの職業上の用箋や名刺に使用してはならない。また名簿は商業用の宛名に使用したり、同様の目的で他人に貸してはならない。—末正 久著ロータリーの常識より—

### ロータリアンの必須条件

- ① Nature 精神的並びに道徳的に高いこと。
- ② Decency 上品で礼儀正しいこと。
- ③ Good will 人に対して親切であること
- ④ Ability 優れたアイデアと物事をなし得る能力

—ロータリアン誌より—

## ロータリーの組織と機構

### クラブ及び国際ロータリー

それぞれのロータリー・クラブは独立して国際ロータリー (Rotary International. 略称R I) に直結し、国際ロータリー中央事務局は米国イリノイ州エバンストンに置かれる。世上往々にして国際ロータリー・クラブと呼ぶ人があるが、これは誤りで、国際ロータリー・クラブというものはない。個々のロータリアンはその所属クラブの会員であって直接国際ロータリーの会員ではない。

毎年5～6月頃開かれる国際大会 (International Convention) でR. I. 会長、理事その他役員が選ばれ、全ロータリークラブの統轄運営に当る。なお、歴代R I 会長はその就任に当ってその年度の運営指針 (施政方針) を発表するのが例である。これをターゲット (Target) と呼ぶ。国際大会はその他に、人種民族を越えた友情と親睦を図ることを目的としている。なお、近年国際大会は同一国に於て3年連続して開催することは出来なくなった。

### 地域、ゾーン、地区、分区、区域限界

1. 地域 (Region) とはR I によって分割された地理的区域のことで、全世界を大別して6に分け、これらの地域から15名のR I 理事が選出される。地域には数年毎に地域大会 (Regional Conference) が催される、本年(1979年)は来たる9月、韓国ソウルでアジア地域大会が開かれる。
2. ゾーン (Zone) とは前記地域を更に細分したもので、R I 理事の選挙区の様なものである。日本は現在アジア地域の第1及び第3ゾーン (日本列島を縦て割りして新潟、群馬、埼玉、神奈川以東を第1ゾーン、以西を第3ゾーンとする) に属しているが、

第1ゾーンと第3ゾーンは交互に理事を2年ずつ出すので、日本からは常時1名の理事が出ることになっている。

3. 地区 (District) とはR I が全世界のクラブを管理する便宜上、幾つかの群に区分し、これらの群を地区という。現在世界には約370の地区があり、そのうち日本には23地区あり、我が兵庫県は1県1地区で第268地区と呼ばれ、当地区内には現在58のクラブがある。
4. 分区とは、地区内のクラブを更に数グループに分け、その1グループを分区という。
5. 区域限界 (Territory) とは、それぞれのクラブが会員選挙或いは奉仕活動の基盤とする区域で、いわばクラブのなわ張りのようなものである。

#### 地区ガバナー

地区にはガバナー (Governor) を置く。ガバナーはR I 理事会の指揮の下に、地区内の管理運営に当り、地区内唯一のR I 役員であり、最高責任者である。ガバナーは夫々の地区大会 (District Conference) で、ガバナー・ノミネー (Governor Nominee) としで指名され、国際大会で選挙された後、ガバナー・エレクト (Governor Elect) と呼ばれ、2月に国際協議会で訓練を受けてのち、7月1日から満1カ年間ガバナーの任に就く。

ガバナーの主な任務は地区内クラブの指導育成、ロータリーの拡大、R I とクラブ間の連絡、地区大会及び地区協議会の主催、クラブ公式訪問、月信の発行等である。また、ガバナーの事務上の秘書としては地区幹事、地区内の諸施策に対する助言、補助者としては地区諮問委員会、分区内の管理事務の補助者としては分区代理等を置く。

#### クラブの会員身分

1. 種類      ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。
2. 正会員      国際ロータリー定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。
3. アディショナル正会員      (a) クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の実業または専門職業に現実に従事している者をもう一人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本節、株項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないことを除いては、すべて正会員に同じとする、本節の前述規定の下に選ばれたアディショナル正会員は、推薦者の正会員身分が終結したが、推薦者がシニア・アクティブ会員になった場合、自動的に正会員になり職業分類の保持者となる。  
(b) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていづれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたざさわっている事業の場所またはその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者をアディショナル正会員に選ぶことができる。但し、
  - (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする。そして、
  - (2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブ

において本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本項の下にアディショナル正会員に選ばれた場合、その職業分類の保持者が正会員身分を失っても、アディショナル正会員身分に何の影響も及ぼさないものとする。

**4. シニア・アクティブ会員** (a) クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

- (1) 一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
  - (2) 現在60歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者。
  - (3) 現在65歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。
  - (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、またはかつてその役員であった者。
- (b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但し、その元会員の住居またはその現実にたずさわっている事業の場所が、そのクラブの区域限界内またはその周辺の地域内にあることを要する。
- (c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典および責任を持つものとする。
- (1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、
  - (2) 本条第3節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

**5. パスト・サービス** (a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのパスト・サービス会員に選ばれることができる。但し、次の条件を備えていなければならない。

(i) 自発的な引退の場合、一つまたはいくつかのクラブで通算3年以上正会員であったこと。

或は、

(ii) クラブ理事会が、病気、定年などやむを得ぬ引退と判断した場合、会員歴にかかわらず55歳に達していること。

このような元会員は、他のすべてのパスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員身分を失った時またはその後いつでも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。実業または専門職業からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをパスト・サービス会員に選挙することができない。パスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払いを要するものとする、本人が正会員となっていたクラブの場合は、二度目の入会金の支払いを要しないものとする。パスト・サービス会員は、本人がパスト・サービス会員となっているクラブの区域限界内またはその周辺に居住しており、また引続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。この場合は、本人が正会員の身分を失った時に居住していた場所に居住することができる。

(a) パスト・サービス会員は、実業または専門職業の職業分類を代表するものとし、シニア・アクティブ会員になることができない

こと。(但し、本文第4節(a)項に規定されている場合を除く)および  
アディショナル正会員を推薦する権利を持たないことの3点を除き、  
正会員の持つすべての権利、特典および責任を有するものとする。

**6. 二重会員** 何人も、同時に、いくつかのクラブにおいて、正  
会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員となること  
を得ないものとする。

**7. 名誉会員** ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕  
をした男子を、そのクラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持  
たない、クラブのいかなる役職にもつくことができない、職業分類を  
代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、そ  
の他クラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は本人  
が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利ま  
たは特典も認められない。

**8. 宗教、報道機関および外交官** 二つ以上の宗派の各代表者、  
二つ以上の新聞社および/またはその他の報道機関の各代表者および  
二つ以上の国の政府の下にする各外交官は、これらの職業分類の下に  
正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が定款  
および本細則に定められた資格条件を備えていることを要する。

**9. 公職** 一定の任期を限りて選挙または任命によって公職に在  
る者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有し  
ないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者ま  
たは裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された  
者は、その公職に在任中、前記の選挙または任命の直前に本人がクラ  
ブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分  
を保持することができる。

(注: 1983年規定審議会において改正)  
—手続要覧1984年より—

## クラブの運営

### クラブ定款、細則

1922年に国際ロータリー定款、細則並に標準クラブ定款と推奨ク  
ラブ細則が制定された。元来クラブの運営はその地域の特徴を生か  
した自主性を必要とされているが、これはクラブの運営と活動をよ  
り能率的、効果的にするためRIが統一の基準を示したもので、従  
ってその内容は世界共通のものである。

定款の方は標準クラブ定款とある様に、クラブ名称と区域限界の  
変更はRIとクラブの合意があればできるが、それ以外はRI規  
定審議会の議決なくしては一語一句といえども改訂することはで  
きない。もし、ここで改訂された場合は各クラブの定款は自動的に  
改正されたことになる。一方、細則の方は推奨クラブ細則とある様  
に、クラブの所定の議決があれば改訂できるが、これもRI定款、  
細則並にクラブ定款の主旨に反しないものに限定されている。その内  
容を略述すれば、

- 1、定款は第1条(名称)、第2条(区域限界)、第3条(綱領)、  
第4条(会合)、第5条(会員)第6条(役員及理事)、第7条  
(入会金及会費)、第8条(会員身分の存続)、第9条(地域・  
社会、国家及国際問題)、第10条(公式出版物)、第11条(綱領  
の受諾と定款細則の遵守)、第12条(仲裁)、第13条(細則)、  
第14条(改正)から成る。
- 2、細則は第1条(理事及役員の選挙)、第2条(理事会)、第3  
条(役員の仕事)第4条(会令)、第5条(入会金及会費)、第  
6条(採決の方法)、第7条(委員会)、第8条(委員会の任

務)、第9条(賜暇)、第10条(財政)、第11条(会員選挙の方法)第12条(決議)、第13条(議事の順序)、第14条(改正)から成る。

以上の通り、定款、細則はクラブの奉仕活動を制限するものでなく、むしろロータリーの目的を達成するための近道を示したものであるから、ロータリーを知るためにこれを精読するに越したことはないが、一般会員が細部(第何条、第何節、第何項)まで読むことは実際問題として仲々困難であると思われる。但し、ロータリアンである以上、何の事項は定款、細則のどの辺に規定されているかぐらひは最低限度覚えていてほしいものである。

### 理事及び役員

毎年12月初めのクラブ年次総会で、会員の中からクラブの大小によって異なるが大体7~8名の次年度(7月から始まる)理事が選ばれ、理事の互選で会長、副会長が選出される。また、理事会は幹事、会計、SAA(会場監督)を選挙する。これらの会長、副会長、幹事、会計、SAAをクラブ役員という。会長は理事の中から4大奉仕部門(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕)担当の委員長を任命する。

これらの理事、役員、委員長等の任期は1年で、回り持ち、するのがロータリーの特色である。回り持ちすることによって、クラブがいつまでも澁々さと若さを保つことができる。

### 理事会

毎月1回定例理事会を開く。理事会は理事の他、幹事、会計が職権上の理事として出席する。理事会はクラブの管理主体で、クラブ運営上最終の決定権をもっている。

### クラブ協議会(クラブ・アッセンブリー)

理事、役員、各委員長の会合で年6回以上会長によって招集され、クラブの全般的運営について相談し、その結果をすべて理事会に報告することになっている。

### 委員会

クラブには4大奉仕部門毎に委員会を設け、その下に幾つかの小委員会がある。会員はすべて何れかの委員会に所属し、全員が奉仕活動に参加する。

委員会の構成(豊岡ロータリークラブ)

4大奉仕委員会	小委員会
クラブ奉仕	出席、親睦活動、職業分類、会員選考、プログラム、ロータリー情報、広報、会報、雑誌、SAA
職業奉仕	
社会奉仕	青少年、インターアクト
国際奉仕	ロータリー財団、米山記念奨学金、世界社会奉仕

注：クラブ奉仕部門の小委員会は各クラブの規模によって若干増減がある。

規約というものは必ずしも完全ではない。もし解釈に迷う場合はコモンセンスとグッドジャッジで善処せよ。

—小松 隆—

## 4 大奉仕部門

### クラブ奉仕

クラブ奉仕は、ロータリーの4大奉仕部門中最も基礎的な奉仕活動である。ロータリーの歴史が示すように、初めに親睦があり、次いで職業奉仕が生まれ、社会奉仕がとり入れられ、国際奉仕にまで発展した。この親睦から奉仕の理想が生まれる基盤が「例会」である。即ち、クラブ奉仕とは立派な例会をもつための奉仕の総括といえる。普通、副会長がクラブ奉仕委員長になる。クラブ奉仕は範囲が広いので、新入会員の方々に特に関係のある事柄だけを次に記す。

#### 出席及び出席補填（メイクアップ）

ロータリーでは例会出席を特に重視する。出席せぬことはロータリー会員の資格を放棄したのと同様である。すべての会員は毎週の例会で出欠が記録され、ビジター（他クラブ会員）には出席証明カードが渡される。

もし、自クラブに出席できない時は、その例会日の直前6日間、その例会当日、または直後6日間以内に、他クラブ例会に出席（メイクアップ）すれば、自クラブに出席したと同様に取扱われる。

（例）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
例会 (出席)	メ ー ク ア ッ プ						例 会 (欠 席)							例 会 (欠 席)						メ ー ク ア ッ プ	例 会 (出 席)

上表の通り、長期出張、入院等の場合この制度（メイクアップ）を上手に利用すれば、18日間出席しなくても欠席にならない。但し、メイクアップはできるだけ欠席予定の事前（即ち、出席の貯金）にした方が気が楽である。因に、日本のクラブ例会一覧表は「ロータリーの友」付録に、外国のものはオフィシャル・ダイレクター（公式名簿）に出ている。

#### その他、出席に関する注意

1. 無届けで4回連続欠席した場合、並にロータリー年度中、前半期又は後半期の6カ月間に出席率が60%以下の場合には会員資格を失う。また、いずれの会員も、各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30%に出席することを要するものとする。
2. 会員が長期の傷病のため例会を欠席する時は、理事会の承認を得てその期間中出席規定の適用を免除される。（また20年以上在籍の会員で、65才以上のシニアアクティブ又はパスト・サービス会員は本人の希望により、出席規定適用が免除される）
3. 通常のメイクアップ以外に、国際大会、国際協議会、国際地域大会、地区大会、地区協議会、都市連合会（I G F）、チャーター・ナイト（加盟承認状伝達式）、地区ガバナーの指示による地区委員会に出席した場合も、メイクアップと認められる。
4. 例会は所定時間の少なくとも60%（普通36分以上）列席すれば、法的には出席とみなされるが、早退することはそのクラブに対しても、スピーカーに対しても誠に失礼で、ロータリアンのとるべき態度ではない。



## 親 睦 活 動

ロータリーは親睦から奉仕へ進むのが常道である。親睦活動の分野を大別すると、①会員相互②来訪者③他クラブ④家族になる。新入会員の方は、多分最初に顔を覚えるため親睦活動委員会に配属されるものと思われるが、ロータリーのある処常に親睦あることを忘れてはならぬ。

上記のうち、特に留意すべきは②の来訪者に対するもので、来訪者に対しては態度に、言葉にできるだけ友愛を現わすこと。来訪者の受ける印象がそのクラブの価値を決定することが多い。次は④の家族に関するもので、多くのクラブでは時々会員と家族を交えた合同家族会をもって親睦効果をあげている。

## 職 業 分 類

職業分類、会員増強、会員選考の3委員会は内部拡大、即ちクラブに優秀な会員を増やすための委員会、従ってこの3委員会は極めて密接なチーム・ワークが必要である。これらの委員会の固有の任務について解説することは他の専門書に譲り、ここでは「職業分類、について略述するに止める。ロータリーには「職業分類指針」という基準があり、これに基いて最低40以上の職業分類が設けられている。勿論、職業分類も時代と共に変化し、或いは会員数の増加によっても増えるので、クラブによっては数百の職業分類に達することもある。この職業分類に基いて会員が推薦され、その職業が職業分類に対し妥当か否かが検討され、会員選挙がなされ、入会の運びとなる。但し、均衡のとれた会員構成を維持するため、同一支配系統の関連職業が会員数の10%を越えぬよう注意することが必要である。なお、職業分類委員会は毎年1名宛の新委員を加える3年制

で、この委員会は毎年8月31日までに、地域社会の職業分類の調査をすることが義務づけられている。

## ロータリー情報

ロータリーでは、「情報」というより「教育」といった方が判かり易い。情報委員会というのは、会員に対しロータリアンとしての必要な知識を授けるのが任務である。広報委員会が対外的であるに對し、対内的のPR機関といえる。この委員会も職業分類委員会と同様、3年委員制である。委員は勉強家が適任である。

## プ ロ グ ラ ム

例会時間の半分(30分)がプログラム委員会の受持ちである。常に、バランスのとれたプログラムを組み、1業1人の会だから、スピーチもなるべく会員中より選び、会員相互の理解と親睦を深めるものが望ましい。スピーチは宗教と政治に関しては一党一派に偏しない限り、話を聞くのは差支えないが、特定の候補者の推薦や後援をしたり、特定業者の宣伝をしたりすることは禁じられている。

## 雑 誌、会 報

雑誌は元来、国際ロータリーの公式機関誌(英文)「ザ・ロータリアン」誌を購読、利用を推進するための委員会である。アメリカ、カナダでは、ザ・ロータリアン誌は全会員の義務購読になっているが、それ以外の国では自由である。

日本では地域機関誌の「ロータリーの友、(和文)」という発行部数世界2位で内容外観とも立派な雑誌があり、然も全ロータリアンが購読しているので、日本のロータリーの雑誌委員会では「友」を重点に活動すべきである。

なお、会報委員会の名は推奨クラブ細則にはないが、必要にして

重要な部門である。各クラブとも原則として「週報」を発行し、前週の行事の概略並に次週行事の予告を發表している。その他、月刊、季刊の「会報」も発行して、重要な行事記録等をのせ、情報普及、親睦増進に役立っている。

#### S A A (Sergeant at Arms)

会場監督と訳される。一言で言えば、例会場の気品と風紀を守り、会合が明るく楽しく、時間も正確に進行するよう会場全般の引締め役である。普通、クラブの長老又は前会長がこれに当る所が多い。

#### ニコニコ箱 (Smile Box)

ロータリー特有の拠金箱で、この箱が例会を賑わせて親睦を増進し、その金が社会奉仕の資金になる。即ち「親睦から奉仕」へのロータリーの本質を単的に表現したものである。ロータリーは個人の奉仕が基調であるから、資金を平等に全員に割当てるのは本旨にもとる。あくまで個人の自発的喜捨が望ましい。ここにニコニコ箱の存在意義がある。各クラブでは会員の自祝（例えば誕生日、子供の進学、就職、結婚、出産、新築、受賞、会社の祝事、記念日等）にこの箱が大いに利用され、この金は毎年、社会奉仕基金として活用されている。多くのクラブではS A A がニコニコ箱を担当管理している。

ロータリーにあってはまず「親睦」の歯車を回転させ「奉仕」の歯車に伝えなければならない。

## 職業奉仕 (Vocational Service)

「ロータリアンはその職業において誇りと責任をもち、その繁栄を期し、その遂行に当っては正しい方法を以てし、自己のために他人に迷惑を及ぼさず、社会に貢献し、また自分の周囲の非ロータリアンにもこの職業奉仕の大切なことを、推進しよう」ということに尽きる。

1980年の規定審議会で国際ロータリー細則から削除されたが、職業奉仕の実践に際してすべてのロータリアンが忘れてはならないのは、1915年のサンフランシスコで開かれた国際大会で議決されたロータリー〈職業倫理訓〉である。この〈職業倫理訓〉はアイオワ州のスー・シティ・ロータリー・クラブが2年の歳月をかけて起草するところであり、ロータリーの職業観の宣言であると同時に、資本主義社会における自由競争の原則とその欠点を補うものとしての協調の原則とが同時に可能であるとするロータリーの奉仕哲学の職業的生活への適用にほかならない。これは余りにも重要であるから、多少長文にわたるが、ここに記すことにしよう。 —小堀憲助ロータリークラブより—

### 全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓

—1915年7月19～23日、サンフランシスコにおける

#### 第6回ロータリー・クラブ国際連合会年次大会決議—

この職業倫理基準は、われわれに共通な人間性を求める心をその骨子とするものである。自分の取引、自分の野心および自分をめぐる諸関係は、常に、社会の一員としての自分の最高の義務を考慮にいれてのことでなければならない。職業生活のすべての地位において、自分の主たる思考は、かかる責任を果たし、かつかかる義務を履行し、かくして、その各々の任務を完了したとき、自分は人間の理想と業績とを、当初よりも幾分向上させなければならない。この見地から、本委

員会の議決によれば、国際ロータリーの職業倫理訓の基本は次に掲げる原則となるものである。

1. 自分の職業に価値を認め、これにより自分は社会に奉仕すべき好箇の機会を与えられたものと考えべきこと。
2. 自分の身を修め、自分の実力を涵養し、自分の奉仕を広めるべきこと、ならびにそれを通じて奉仕に徹する者に最大の利益ありとするロータリーの基本原則を実践すべきこと。
3. 自分は企業経営者であり、したがって成功の野心を抱いていることを自覚すべきこと。だが、自分は道徳を重んずる人間であり、最高の正義と道徳に基づかざる成功はこれを欲するものでないことを自覚すべきこと。
4. 自分の商品、自分の労働、自分のアイデアを金銭と交換することは、全当事者がこれによって利益を受ける限りにおいてのみ、適法にして道徳にかなうものであるとの信念をもつべきこと。
5. 自分の従事する職業の水準を向上させるため最大の努力を払い、かくして、自分の業務の処理の仕方は賢明であって、利益を産み、この実例にならば幸福の道が開けることを同業者者に知らしむべきこと。
6. 同業者と同等ないしそれに優る完全なサービスを尽くすような方法をもって企業経営を行うべきこと。また、もし完全なサービスか否かに疑念の生ずる場合には、当該債務上妥当な範囲を越えてまでもサービスを行うべきこと。
7. 専門職業にたずさわる者または企業経営者の最大の資産の一つはその友人であることを理解すべきこと。また友情に基づいて手に入れたものこそまさに倫理的かつ正当なものであることを理解

すべきこと。

8. 真の友人は互いに何も要求するものではなく、利益のためにみだりに友人の信頼を利用することはロータリーの精神と相容れないばかりかその倫理訓にもとるものと考えべきこと。
9. 社会秩序の立場から他人が絶対に認めないような不正な方法によって機会を利用し、これによって得た人の成功を正当または倫理的なものと考えてはならないこと。また、物質的成功を得るがため、人が倫理的に問題ありとしてしりぞけるような機会に乗ずるが如きことをしてはならないこと。
10. 自分は一般人に対して義務を負う以上に同僚たるロータリアンに対して義務を負うものではない。けだし、ロータリーの真髄は競争ではなくして協力であるからであり、また党派心はロータリーの如き制度においてはあってはならず、かつ人権はロータリーの内部に限られるものではなく、その範囲とその重要性とにおいて人類そのものの存在と同程度のものであることをロータリアンは主張するものだからであり、かつまた、ロータリーはこの高邁な理想に向かってすべての制度に属するすべての者を教化するために存在するものである。
11. 最後に「すべて人にしてもらいたいと欲することを人に対して行うべし」という黄金律の普遍性を信じ、われわれは、地上の天然資源がすべての者に均等な機会として与えられてこそ、人類社会は最良の状態となるべきことを主張してやまないものである。

人の為に尽す道はいろいろあるが、日常不断にできるのは自分の職業を通じてのサービスだ。その実践こそ、ロータリーの本領である。

—井坂 孝—

## 社会奉仕 (Community Service)

ロータリーは、個人個人を啓発することに務め、この啓発を通じてその人が社会に於ける自己の立場を見出し、その立場に於て奉仕を行なうことができるように：又、その人が、世界、国家及び社会との関係に於て自己の市民たる身分を考え：かつ自己の職業を奉仕への途と考えさせるように努力している。

### 社会奉仕活動に対する方針

(Pohey Toward Community Service Activities)

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923年国際大会に於て採択され、その後の国際大会に於て改訂された決議23—34に述べられている。

#### 決議23—34の本文 (Text of Resolution 23—34)

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、職業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表わすものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいとい

う感情との間につねに存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践倫理の原理に基づくものである。

2. 本来ロータリー・クラブは、実業人および専門職業人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目ざしている人々の集まりである：まず第一に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと：第二に、自分たちの間においても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと：第三に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと：そして第四は、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

3. 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である：(1)ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及：(2)ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理：および(3)一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化をはかり、社会奉仕活動についても、すでに広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータリーの定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すようなおそれのない社会奉仕活動のみによって、その標準化をはかること。

4. 奉仕するものは行動しなければならない。したがって、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表わさなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。

そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行なうように勧められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異っていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行なわれるべきものとする。

5. 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行なってはならない。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6. 個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定

は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

- a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功し得ないような広範囲の社会奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適当な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行なうこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民といっしょに、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。
- b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんなりっぱな事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
- c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブがりっぱに遂行した有益な事業については正しい広報が行なわれるべきである。
- d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要がある。総じて、他に機関があり、それによってすでになりっぱに行なわれている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力

する形で行なうことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差つかえない。

ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することの方が望ましい。

f) ロータリー・クラブはそのすべての事業において、宣伝者としてすぐれたはたらきをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心を持っていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分の方の力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものの方がロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。

手続要覧1984年から削除されているが、否定されてるわけではなく精神は他の文中に生きている。

## 決議 23—34解説

1909年創設のミネソタ州のミネアポリスクラブのフランク・コリンズはロータリー運動の標語を「自己を超越した奉仕 SERVICE ABOVE SELF」とした。つまりロータリー・クラブは「奉仕」を目標としているクラブである。職業奉仕の実践によって得た利潤の一部を地域社会の発展のために使用すべきだとした人々は「社会奉仕」を積極的に行った。

ところが理論派のロータリアンたちは、これに厳しい批判を浴びせた。この理由は、①本来ロータリーは「職業奉仕」のための団体である。職場がうまくゆき万人が幸福になれば、それ即ち「社会奉仕」となる。②社会奉仕はロータリアンの個人が行えばよい。ロータリー・クラブの活動として行うのは本来の趣旨に反する。③ロータリーは一業一会員制であり社会奉仕活動をしなくても大きな実のりは期待できない。従ってクラブとしてではなく、各会員個人として参加させるべきであるとした。

これに対して実践派のクラブはすでにクラブ活動として青少年問題その他の社会問題の解決に実績をあげ、これをもってロータリーの本質の実践だと信じており、社会事業をも行うところに奉仕団体としての意義があると確信した。このようにして問題はロータリーはクラブ全体の活動として「社会奉仕」をすべきか否かで1923年のセント・ルイスの大会を迎えた。

この時この二つの意見の対立を解消させ、ロータリーを大同団結せしめ、かつ今日のロータリー運動の核心をなすに至った一大決議がテネシー州のナッシュビル・ロータリー・クラブの提案と努力によって採択されたのである。この決議の趣旨は、①各ロータリークラブは、その各奉仕活動を行うに当って、完全な自主独立性を有するという、ならびに②各クラブは他のクラブの活動を無視軽視してはならない。これに基づいてロータリークラブは会員個人として「社会奉仕」を行なってもよく、また団体行動としてこれを行なってもよいということが碑立されるに至った。これが「決議23-34」である。—小堀憲助著ロータリークラブより—

### 青少年奉仕

多くのクラブでは社会奉仕の一つとして、次代を背負う青少年に対する奉仕をとりあげている。これは「青少年のために、でなくあくまで「青少年と共に、の気持でやるべきで、従って頭から訓育したり、指導したりするのでなく、青少年の心をよく理解することが大切と言われている。これらの奉仕例としては、青少年の非行化防止、海洋訓練、キャンプ教室、スポーツ奨励等がある。

その他、青少年に対する奉仕活動として、インターアクト・クラブ（ロータリー・クラブがスポンサーとなって作る高校生のクラブで、ロータリーの理念に基き奉仕の実践を通じて指導者を養成することを目的とする）及びローターアクト・クラブ（前記と同様の趣旨で大学生、社会人を対象とする）の二つの青少年クラブの指導、育成が多くのロータリー・クラブで行なわれている。また、近年豪州から始まったRYLA—Rotary Youth Leadership Awards（ロータリー青少年指導者養成プログラム）、所謂ライラ運動が最近日本でも採り入れられ、多くの地区で実施されている。

## 国際奉仕 (International Service)

ロータリーはその名の如く国際的クラブであるから、国際間の平和、親善を願うのは当然である。従ってロータリーの国際奉仕は、「人間を人間として結びつけ、個人と個人の親善によって、平和をかちとろう」とするもので、いわば個人的外交、国民的外交が狙いである。

ロータリーの国際奉仕について最近特に注目すべきことは1978~79年度RI 会長クレム・レヌフ氏が提唱した「3-H プログラム」即ち保健 (Health)、飢餓追放 (Hunger)、人間性尊重 (Humanity) のプログラムである。RI 理事会はこのプログラム推進のため、ロータリー75周年記念基金と呼ぶ特別基金を設け、これがため世界中の会員1人15弗（又は1クラブにつき1,500弗）の基金募集を計画している。この基金は児童に伝染病の免疫処置を世界的に実施するために使われる大規模な国際奉仕で、1979年度国連の国際児童年にふさわしい画期的大事業として内外の反響を呼んでいる。

また、多くのロータリー・クラブでは国際奉仕委員会の中に、小委員会として青少年交換、世界社会奉仕、ロータリー財団、米山記念奨学会等の委員会を設けている。

### 1 青少年交換

国際青少年交換は国際ロータリーは直接関与しないが、各クラブ或いは地区で行われる行事で、国際奉仕と青少年への奉仕活動として多くのクラブが実施している。交換される青少年は大体高校生で、ロータリアンの子弟であってもなくてもよい。期間は長期（1年）、或いは短期（夏期休暇中）の2種ある。

## 2 世界社会奉仕 (World Community Service)

文字通り海外に対しての社会奉仕であるが、ロータリーでいう世界社会奉仕とは国際ロータリーが定めた一定の方式に従ったものだけをいう。即ち、国際ロータリーが仲介して開発途上国のクラブから援助申出を受け、これに応じて先進国のあるクラブ又は地区が仕出クラブに金品物資を贈るというグローバルな奉仕活動である。やり甲斐のある大きな仕事であるが、相手が概ね人情習慣の異なる開発途上国もしくは政情不安の国が多いから、計画に当っては事業の内容、必要性、将来性等あらゆる面から慎重に取り組む必要がある。

なお、世界社会奉仕の新しい実践活動の一つとして、最近RIでは(1978~79) RI 会長クレム・レヌフ氏(濠州出身)がFAIM (Fourth Avenue In Motion) 運動をとりあげている。ロータリーの奉仕は4つのアベニューを通じて実践されるが、4番目が国際奉仕である。FAIMは最初濠州に端を発し、ロータリアン又はヴォランティアの人々が幾つかの班をつくって、海外で同じ職業の人達と一緒に技術を教え、お互いに助け合って仕事をしようという運動である。これは濠州のIPAC(国際プロジェクト諮問委員会)が母体となって発展したもので、この委員会は毎年濠州のロータリー・クラブのため開発途上国援助のプロジェクトを検討し、提共する役目をもっている。

前記RYLA運動(ロータリー青少年指導者養成プログラム)といい、FAIMといい、全部濠州で成功し、多年実験済みのものをクレム会長はRI本部へ提唱し、これらを含めて所謂3H運動として全世界ロータリーに呼びかけんとしているものである。

## 3 ロータリー財団

ロータリー財団は世界中のロータリアンが誰でも手軽に参加できる国際奉仕活動で、国際ロータリーが直営する唯一の事業である。即ち、ロータリアンの自発的な寄付を集めて財団をつくり、この基金を基に海外に奨学生を送り、これらの若人が国民親善大使として活動、国際間の理解を増進することに努めている。

財団の主な事業は

### 1. 教育補助金

これには(イ)大学課程奨学金(ロ)大学院奨学金(ハ)専門的訓練補助金(ニ)心身障害者教育の教師への奨学金(ホ)新聞関係奨学金の5種類がある。

### 2. 研究グループ交換 (Group Study Exchange 略称GSE)

地区内の優秀な青年実業人5名とガバナー代理のロータリアン1名計6名を1チームとして、1ヶ月以上2ヶ月以内、海外の地区へ交換派遣する制度。

### 3. 特別補助金

国際理解増進の目的のため、クラブ又は地区の企画で、それらが経費の半分を負担するものに対し、財団が残り半分を負担する補助金制度。

なお、財団資金募集の推進方法として

(1) クラブに対しては、新入会員のあった時は1人10弗寄付させる他、寄付金累計が12月末現在の会員数に10弗をかけた金額に達した時は、そのクラブを100%クラブといい、これに準じて何百、何千パーセント・クラブと呼ぶ。クラブによっては時々例会の食事を節約して寄付金をつくる「ミリオンダラー・ミー



ルズ」等の工夫をする処もある。

(2) また、個人に対しては、一時に 1,000 弗以上の大口寄付者にはポールハリス・フェロー、また 100 弗宛の分納者には準フェローの称号が与えられる。ポールハリス・フェローは会員に限らず家族、遺族でもよい。なお、この拠金はクラブの%に加算される。

#### 4 米山記念奨学会

これは初め東京ロータリー・クラブの事業として発足したもので、日本ロータリーの創始者米山梅吉氏の功績を記念してアジア各国からの在日留学生（日本大学在学又は大学在学）に奨学金を支給する制度で、1967年から財団法人となり、現在では日本の全地区が参加して年々盛んになり、日本における最も大規模で確実な効果をあげている世界社会奉仕だといわれている。

#### 5 組合わせ地区及びクラブ (Matched District & Clubs)

これは世界理解を進めていく上でのロータリー独特のもので、従来（1976年度から）始まった第1期計画は、日本と北米との組合せであったが、1979年度を以て3年間の予定の1期間を終え、（1979～80年）から同じく3年間、日本と東南アジアとが組み合わされることになった（当第268地区は主に南台湾と組合わされる予定）。この計画の目的は世界平和、国際親善を図ると共に、青少年交換或いは世界社会奉仕プログラム推進の上にも重要な関連性をもつものである。

〈PHD 財団設立について〉—パストガバナー今井 鎮雄—

RI 創立75周年記念として設定された国際理解賞の第1回受賞者は、ご存知の通り岩村昇博士である。神戸に住む同氏がサンパウロ

への出発前に相談に来られた際、国際理解賞の精神を最も有効に表わすためには第3世界の草の根の人、の中に、平和と健康とよりよい社会を創り出す人間を育てることが必要なのではないだろうか、と話された。

岩村博士はこのお考えをサンパウロ大会で発表されたので、私も第268地区のロータリアンは、博士の国際理解賞の受賞記念として、その精神を発展させる運動としてのPHDを全面的に応援・協力することとし、坂本直前ガバナーを通してすべての日本のロータリアンにもご協力をお願いしたのはご承知の通りである。

PHD運動の中心は、まずアジアを中心とする開発途上国の農業や漁業、医学、社会福祉に従事している人々を日本に招き、高邁な理論ではなく、具体的な技術や知識を与えるために日本の青年達と一緒に農村や工場、その他の場所で働いてもらい、同時に日本の若い人々には、荒廃しつつある文明社会から脱して、アジアの各地で自然の中に生かされる人間のあり方を体験してもらえようというプログラムを組むことである。

すでにネパールから来たアショク君は倉吉で紙すきと養蚕の実習と研究を始めており、ピスタ君は家族計画の指導員として日本の農村に入っている。フィリピンのパンサレスさんは淡水魚の養殖のため広島へ行くこととなり、その他、ネパールのアマッティア君、フィリピンのロザーナ君などが、農家の青年達と裸のつきあいをしながら、自分達の祖国に必要な技術や知識の習得に励んでいる。また第2期として、日本からネパールやフィリピンへ青年を派遣することが考えられている。

これらのプログラムを支え、また「分かちあい、ともに生きる世

界」を具現化するために、自分達の財布から、あるいは時間から、労力から、10%の奉仕をしようというボランティア運動が活発に行なわれ始めた。

当第268地区ではこのPHD基金の社会的責任を明らかにする財団の設立に際し、日本中のロータリアンがご援助を下され、幸いにも財団の基本財産であるべき3,000万円が集まりましたので急ぎ手続きを進め、1983年8月25日付で基金を管理する財団法人としての認可があり、9月初めに理事が選出されたが、県・市から派遣された理事のほかに4人のロータリアンが理事をお引き受けすることとなった。

今後は基本金の充実を図るとともに、その果実を豊かにし、また日々の活動に協力していただく会員を募集することによって、「Mankind is One」という向笠RI会長のテーマを実現させるために活動を続けてゆきたいと思っている。

ロータリアンになって何年か経つと、その顔に先輩と相通ずるものが自然に現われてくる。一種の風格であろうが、これをロータリアン・フェイスという。毎週1回は例会で必ず顔をあわせ、時間を正確に守り、約束は違えず、常に奉仕を考えているという日常の共通の習慣のために徐々に刻まれてくるのではないかとわれている。ロータリアン・フェイスとなって初めて1人前のロータリアンといえる。

—直木 太一郎氏 (第268地区バスターガバナー)—

## ロータリーの主な会合と行事

### クラブ例会 (Club Meeting)

毎週1回、公示された例会場で開かれる。

### クラブ理事会 (Club Board of Directors)

クラブを統轄する機関で、クラブの運営はすべて理事会が決定する。

### クラブ委員会 (Club Committees)

ロータリーの奉仕活動のために、各委員会は委員長の下に召集され協議する。

### クラブ協議会 (Club Assembly)

クラブの運営及び活動について協議するため、理事、役員及び委員長の集まる会合で、通常年6回以上開催される。

### クラブ年次総会 (Club Annual Meeting)

クラブが細則に定めた日 (毎年12月31日もしくはそれ以前) に開催し、その際次年度の理事を選挙する。

### クラブ・フォーラム (Forum on the Club Level)

クラブ単位の討論会のこと。クラブ会員にロータリー情報を伝えるため、ロータリーの精通者が司会してクラブ毎に行う。通常年4回ロータリー奉仕部門のすべてについて開かれる。

### 炉辺会合 (Fireside Meeting)

小人数の集会で通常ロータリアンの家庭で開かれ、親睦と共に打ちとけた討論を通じてロータリーに関する諸問題につき理解増進の機会をつくることを目的とする。これと同種のものにラウンド・テーブル会 (Round Table Meeting) がある。

## インターシティ・ゼネラル・フォーラム (Intercity General Forum)

略してI G F という。分区毎或いは数分区合同して近隣のロータリー・クラブが連合して会合を開き、ヴェテラン・ロータリアンをリーダーに迎えてロータリーの一般的性格や奉仕の実態について討議する。主に新会員の出席が要請される。

## チャーター・ナイト (Charter Night)

新たに創立されたクラブがR I 理事会によって正式に国際ロータリーに加盟承認されたときに交付せられる証書の伝達式 (Charter Presentation) のことをいう。いわば新クラブ誕生の披露式の様なもの、これに出席すれば出席補填になる。

## 地区協議会 (District Assembly)

地区ガバナーが主催し、次期ガバナー指導の下に開催される。参加を要請される者は毎年R I 理事会で指定されるが、概ね次年度クラブ会長、幹事を中心にクラブを運営する主な人々を集めて、クラブ内外の奉仕活動全般にわたり協議する。開催日はガバナー、次期ガバナーが協議の上、国際大会終了後、7月1日より前のなるべく早い時期に開くことが望まれている。

## 地区大会 (District Conference)

地区年次大会は毎年国際大会、国際協議会、地区協議会と同時でない日を選んで、ガバナー及び地区各クラブ会長の過半数の同意を得た時期、場所において開催され、地区内会員及び家族のために感激と親交を深めることを目的とした会合で、クラブから多数参加すれば、その年度の活動を活発にし、クラブの強化に役立つ。この大会で地区ガバナーが選挙される。

## 参 考 文 献

定款細則

手続要覧 (1980年・1983年)

ロータリアン必携

ロータリーの友

ガバナー月信

クラブ会報

ロータリー日本60年史

豊岡ロータリークラブ30周年記念誌

小堀 憲助：ロータリークラブ—その理論と実態と批判—

佐藤 千壽：ようこそロータリーへ  
(東京江北R C)

末正 久：ロータリーの常識  
(神戸東R C)

武藤 博：私の見たロータリー  
(盛岡R C)

中村 正巳：ロータリーインフォメーション51週  
(伊丹R C)

：ロータリー論説77集

前原 勝樹：ロータリー入門書

ポールP・ハリス：This Rotarian Age

(米山梅吉氏訳 ロータリーの理想と友愛)

斉藤 明：ロータリー用語辞典  
(東京日野R C)  
(情報委員会刊)

## 知っておきたいこと

—ロータリー語解より—  
(1982~1983年)

1. ロータリークラブの発端
2. ロータリーの名称の起り
3. 国際ロータリー  
(Rotary International)
4. 地域 (Region)
5. ゾーン (Zone)
6. 地区 (District)
7. ロータリーの拡大
8. "Service Above Self" "He Profits Most Who Serves Best"
9. "The Four-Way Test"
10. RC最初の会長
11. 国際ロータリー会長
12. 国際ロータリー役員  
(RI Officers)
13. 国際大会 (Convention) 開催地
14. 国際大会参加者の最高記録
15. 地区大会  
(District Conference)
16. Per Capita Dues (人頭分担金)
17. Fiscal Agent (RI財務代行者)
18. R.I.B. (Rotary International in Great Britain and Ireland)
19. 規定審議会  
(Council on Legislation)
20. 国際協議会  
(International Assembly)
21. 地区協議会  
(District Assembly)
22. クラブ協議会 (Club Assembly)
23. 都市連合会 (Intercity Meeting)
24. ロータリー研究会  
(Rotary Institute)
25. フォーラム (Forum)
26. 地区諮問委員会  
(District Advisory Committee)
27. 地区ガバナー  
(District Governor)
28. ガバナー公式訪問
29. ガバナー・ノミネー  
(Governor Nominee)
30. ガバナーの特別代表  
(Governor's Special Representative)
31. クラブの名称
32. クラブ役員 (Club Officers)
33. 理事・役員になるための要件
34. S.A.A. (Sergeant at Arms)
35. 会員証  
(Membership Identification Card又は単にMembership Card)
36. 会員の種類
37. シニアアクティブ会員
38. パストサービス会員
39. アデイショナル正会員

40. 名誉会員
41. 居住地に基づく正会員
42. 会費不払による失格
43. 例会出席
44. 例会欠席による失格規定
45. 出席の補填  
(Make-up Attendance)
46. 出席規定の適用を免除される場合
47. 例会の休会
48. 例会の変更
49. Round Table
50. 職業分類の新設
51. 職業分類による一業一員制の根拠
52. クラブ定款及び細則の改訂
53. RI 理事会への建議  
(Memorial to the Board)
54. 信任状 (Credential)
55. 新クラブ設立に必要な会員数
56. 仮ロータリークラブ  
(Provisional Rotary Club)
57. 追加クラブ (Additional Club)
58. クラブ例会とアルコール飲料
59. ロータリーと政治問題
60. ロータリーの営利的利用
61. ロータリー徽章の使用について
62. 正式のロータリー旗
63. 決議第34号 (Resolution 34)
64. ロバートの議事規則  
(Robert's Rule of Order)
65. ロータリー道徳律  
(Code of Ethics of Rotary)
66. 他クラブの協力を求めようとする場合
67. 他のサービスクラブとの共催活動
68. 世界社会奉仕
69. 組み合わせ地区及びクラブ  
(Matched Districts and Clubs)
70. ロータリー財団
71. ロータリー財団への寄附
72. ポール・ハリス・フェロー  
(Paul Harris Fellow)
73. ポール・ハリス・準フェロー  
(Paul Harris Sustaining Fellow)
74. ロータリー財団奨学生制度
75. ロータリー財団特別補助金  
(Special Grants)
76. 研究グループ交換  
(Group Study Exchange)
77. 国際学生交換  
(International Student Exchange)
78. ロータリー米山記念奨学会
79. インターアクト・クラブ
80. ローターアクト・クラブ
81. The Rotarian
82. 月刊誌「ロータリーの友」
83. RI事務局 (Secretariat, RI)
84. 文献事務所  
(Office of the Literature Agent)
85. ガバナー連絡会議
86. ロータリー文庫
87. ロータリー日本史委員会

## あ と が き

この小冊子の内容は神戸東RC末正 久著、ロータリーの常識 (S 54年発行) からの転載で我がクラブのために一部追加訂正したものであり、新会員のために必要最少限の知識を整理したものです。

ベテランロータリアンの皆様方には既得知識を整理し、さらに前記文献によってさらに研究して頂く参考にして頂きたいと思います。

何となくロータリアンでいるよりは基本を繰返し、咀嚼することで早くロータリーが楽しめるようになるはずです。我がクラブより、始めて辻忠夫がバナーが誕生したことを記念し、さらに我がクラブの発展を願いつつ編集したものです。

1984年9月

ロータリー情報委員長  
北村博司